

6 居住の安定確保

母子家庭の住居等の状況を見ると、全世帯の持家率が約61%であるのに対し、母子世帯の持家率は約35%と低くなっている(図表3-1-2)。住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

図表3-1-2 母子世帯等の住居の状況

(世帯)

	総数	持ち家	借家総数			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,517 (100.0%)	527 (34.7%)	227 (15.0%)	41 (2.7%)	461 (30.4%)	120 (7.9%)	141 (9.3%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年)

※ 全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は調査客体における該当世帯数。

(千世帯)

	総数	持ち家	借家総数				同居	その他
			公営の借家	公社・公団の借家	民間借家	給与住宅		
普通世帯	47,082.8 (100.0%)	28,665.9 (60.9%)	2,182.6 (4.6%)	936.0 (2.0%)	12,561.3 (26.7%)	1,486.1 (3.2%)	191.1 (0.4%)	28.8 (0.1%)

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成15(2003)年)

平成19(2007)年度は、公共賃貸住宅等に関し、以下の施策を講じた。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行っている。

(3) 民間賃貸住宅

国においては、平成18(2006)年度に、地方公共団体、仲介事業者、NPO・社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、子育て世帯(ひとり親世帯及び小さい子どもがいる世帯)等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」をモデル事業として創設し、子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んでいる。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民